

トランクルームご利用規約

この度は、トランクルーム「蔵・デ・イン」をご利用頂きまして有難うございます。
トランクルーム「蔵・デ・イン」のご利用規約は、次の通りとなっております。

札幌三信倉庫株式会社

トランクルーム「蔵・デ・イン」

第1条 (契約)

トランクルーム利用契約は、お客様が当社指定の「トランクルームご利用申込書」に記名捺印のうえ利用申込みを行ない、当社がその利用を許可した時点で成立します。契約成立後は、速やかにトランクルーム利用料をお支払いいただき、「トランクルームご利用証」の交付を受けてください。

2. トランクルームご利用申込書及び関連する書類にご記入・ご捺印頂いた情報は、次の目的以外には使用いたしません。

- ①本申込みに基づいて成立する契約関連の管理に関する事項。
- ②当社及び関連会社のトランクルーム事業、倉庫事業、不動産事業、物流事業、設備営繕事業、保険代理店事業、及びこれに関連する事業のサービス・商品のご案内（宣伝物、印刷物の送付を含みます。）とサービスの提供に関する事項。
- ③当社及び関連会社事業に関するアンケートその他の分析に関する事項。
- ④当社が運営する施設の安全管理に関する事項。

3. 「トランクルームご利用申込書」には、トランクルームへ収納される物品の寄託価額（申込保険金額）を、記入のうえ申請して下さい。

4. 当社では、契約に関しての連帯保証人は必要ありませんが、当社指定の保証会社による審査が必要となります。所定の書類に必要事項をご記入の上、約1時間程度のお時間をお待ち願います。なお、審査の結果によりご利用の申込みをお受け出来ない場合がございます。また、保証に関する費用は当社で負担いたします。

第2条 (利用品目)

トランクルームご利用の際は、劇毒物、火薬、シンナー、アルコール等の法律で規制されている物、生鮮食品等腐敗する物、遺骨、損傷し易い物、現金、及び禁制品の保管収納のための利用はできません。

2. 当社のトランクルームのご利用品目は以下の通りとなっております、其々の品目に保管収納する物品は第1項で禁止物品以外とし、詳しくは国土交通省告示第1173号「標準トランクルームサービス約款」第1条第1項に定める特定物品（以下「寄託物」といいます）に限ります。

- | | | |
|-------------|---------------------|---------------|
| (1) 蔵・デ・ルーム | (4) 蔵・デ・カーヴ（ワインセラー） | (7) タイヤ |
| (2) 蔵・デ・金庫 | (5) コンテナボックスタイプ | (8) カヌー（カヤック） |
| (3) 蔵・デ・カーゴ | (6) 専用スペースタイプ | (9) その他 |

第3条 (利用目的)

本トランクルームは第2条に掲げる寄託物の保管及びそれに伴う作業以外の目的には利用できません。

2. 当社は、特に必要と思われる場合、収納される寄託物の搬入に立会い、不適当と思われる寄託物の場合は保管を拒否することがあります。

第4条 (利用者認証)

トランクルーム利用者の本人認証は、当社所定の認証方法で申込み手続きをしていただき、あらかじめ登録された情報にて認証された者を、正当な権限がある者として取扱います。万一、その者の適否もしくは代理権限の有無や範囲に関して問題が発生しても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第5条 (鍵等の保管)

本トランクルームで当社所定の鍵が必要となる利用品目については、正鍵及び副鍵等で管理されており、副鍵等は当社にて管理下のもと保管します。

2. 閲覧・寄託物の入れ替え作業等は、利用者が正鍵等で行なうものとします。
3. 基本的には正鍵の保管は、利用者自身が行なうものとし、当社での預りは行いません。

第6条 (鍵等の再交付)

鍵等を万一破損または喪失したときは、直ちに書面にてその旨を当社に届け出してください。錠及び鍵等の取替えをします。この場合、当社所定の経費を負担していただきます。なお、届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第7条 (届出事項)

次の場合は、直ちに書面によって当社に届出してください。届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

- ①「トランクルームご利用証」の紛失、破損、汚損、または盗難にあった場合。
- ②「トランクルームご利用申込書」記載の住所、氏名、商号、お届印、その他届出事項に変更があった場合、または変更しようとする場合。

第8条 (損害に対する責任)

寄託物の紛失、滅失、毀損(傷物)、変質等の損害についての当社の責任は、寄託物を引き取った日から1週間以内に寄託者からその旨の連絡がない場合は消失します。

2. 契約者は、作業者等の責に帰すべき原因により、当社または第三者に損害が生じた場合は、契約者にその責任を負っていただきます。

第9条 (料金計算)

トランクルームの保管料（利用料）等は、当社所定の料金を、基本的には前納で、料金計算上の単位期間毎にお支払いください。その他費用についても、当社所定の支払方法により速やかにお支払いください。

2. 利用品目内、第2条第2項(7)タイヤ、(8)カヌー(カヤック)については、各々6ヶ月間、1年間での契約の場合、途中解約時でのご返金は行いません。

第10条 (充当金)

トランクルームのご利用に際し、当社が第1条第4項の保証会社の審査を不必要と判断いたしました法人、団体等のご契約の場合は、当社所定の1ヶ月のご利用料金を納入してください。

2. 充当金は契約終了時にお返ししますが、万一、保管料（利用料）等未納の場合は保管料（利用料）等に充当致します。

第11条 (契約の解除)

次の各号に該当する場合は、当社は契約を解除することがあります。

- ①契約者が保管料（利用料）を支払わないとき。
- ②契約者がこの利用規約の一つにでも違反したとき。

第12条 (解約)

契約者からの申し入れにより解約する場合は、解約予定日の1ヶ月前までに当社所定の書面によって当社に通知してください。

第13条 (契約終了による明け渡し等)

契約の解除、解約その他本契約が終了したときは、契約終了日までに速やかに寄託物を引き取りしてください。

2. 万一、明け渡しが遅れたときは、原因のいかんに関わらず、契約終了日の翌日から明け渡しの日までの当社所定の利用料をいただきます。

3. 第1項の明け渡しが15日以上遅延したときは、当社において任意の方法で開庫または入室のうえ、国土交通省告示第1173号「標準トランクルームサービス約款」第24条及び第25条を適用し、寄託物を処分することがあります。

第14条 (緊急閲覧・開庫・入室)

法令に定めるところにより、または当社において緊急やむを得ないと認めた場合は、契約者に通知することなく寄託物の閲覧、開庫または入室立ち入り点検することがあります。

第15条 (譲渡転貸質入禁止)

当社が発行する「トランクルーム利用証」及び契約者が当社に対して有する寄託物返還請求権等の権利を譲渡、転貸または質入することはできません。

第16条 (火災保険の付保)

トランクルームへ収納される寄託物には、申告していただいた寄託価額に対して、当社が承認した価額で火災保険を付保します。

2. 寄託価額に対する火災保険料は、保管料（利用料）に含まれています。

第17条 (賠償責任)

当社は、国土交通省告示第1173号「標準トランクルームサービス約款」第32条、免責事項に明示された事由による場合を除き、トランクルームに収納された寄託物に対して、滅失または毀損によって生じた損害の賠償をします。ただし、その場合の賠償額の上限は、前条の申告寄託価額の範囲内で、1個または1組毎が100万円を限度とします。また、第2条第2項(4)蔵・デ・カーヴ(ワインセラー)については、1本の賠償限度額を1万円とします。

2. 絵画、彫刻、書跡、陶磁器、漆工品、骨董品その他美術工芸、収集品については、あらかじめ寄託価額が判別できる鑑定書等の証明書の写しを申告していただきます。

第18条 (寄託物の管理責任)

当社は、寄託物をその引渡しを受けた時の荷姿のまま、当社が定めて明示した方法で保管します。

2. 寄託物の収納、搬出入及び数量、品質等の維持管理は契約者の責任で行なってください。

第19条 (定めのない事項)

この利用規約に定めのない事項については、国土交通省告示第1173号「標準トランクルームサービス約款」の定めるところによります。